

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて<富加町>

1. 例外給付の取り扱いについて

要支援1・2及び要介護1の方については、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護保険給付の対象とされていない。また、自動排泄処理装置については、要介護2・3の方についても、介護保険給付の対象としないこととなっているが、厚生労働省が示した状態像に該当する方については、例外的に介護保険給付の対象として福祉用具貸与が認められている。

したがって、軽度者に対して福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの担当職員（以下「ケアマネジャー等」とする）が利用者の状態及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要である。

2. 例外給付の対象種目

○要支援1・2及び要介護1の方

「車椅子」「車椅子付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」

「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

○要介護2・3の方

「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

3. 例外給付の対象となる要件

(1) 直近の認定調査結果により下記表1の状態が確認できる場合（申出書の提出不要）

必要性については、原則として要介護認定の認定調査（基本調査）の直近の結果を活用して、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が客観的に判断する。また、その内容を居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）に記載しておくこと。

表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (第23号告示第19号のイ)	認定調査結果
ア 車椅子及び 同付属品	① 日常的に歩行が困難者	1-7歩行 「できない」
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者（注1）	※下記参照
イ 特殊寝台及 び同付属品	① 日常的に起き上がりが困難な者	1-4起き上がり 「できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	1-3寝返り 「できない」
ウ 床ずれ防止 用具及び体位 変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3寝返り 「できない」

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (第23号告示第19号のイ)	認定調査結果
エ 認知症老人 徘徊感知機器	① 意思伝達、介護者への反応、記憶・理解の いずれかに支障がある者 ② 移動において全介助を必要としない者	3-1「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は 3-2~3-7のいずれか「できない」 又は3-8~4-15のいずれか「ない」以外 その他、主治医の意見書に認知症の症状が記載されている場合も含む かつ 2-2移動 「全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く)	① 日常的に立ち上がりが困難な者 ② 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 ③ 生活環境において段差解消が必要と認められる者	1-8立ち上がり 「できない」 2-1移乗 「一部介助」 または「全介助」 ※下記参照
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	① 排便において全介助を必要とする者 ② 移乗において全介助を必要とする者	2-6排便 2-1移乗 いずれも「全介助」

※アの②・オの③については該当する認定調査結果が無い場合、「医師からの医学的な所見」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、ケアマネジャー等が必要と判断した場合は、軽度者福祉用具貸与対象外種目利用申出書を、富加町に提出すること。

注1) 「歩行ができる」であっても、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者として、ケアマネジメントにより地域や家庭の状況等を含め総合的に判断する。

(2) (1)に該当しない場合でも、下記表2の状態に該当する場合（申出書の提出が必要）

ケアマネジャー等は、医学的な所見」をもとに利用者の状態の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者の状態が表2（①～③）のいずれかに該当するかを判断する。

ケアマネジャー等が必要と判断した場合は、軽度者福祉用具貸与対象外種目利用申出書を、富加町に提出すること。

表2

① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態（第23号告示第19号のイ）に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに福祉用具が必要な状態（第23号告示第19号のイ）に該当する事が確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態（第23号告示第19号のイ）に該当すると判断できる者（例：喘息発作時による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等）

注意：ケアマネジャー等は、「要介護認定の主治医意見書」又は「医師から提供される情報」により確認を行うこと。